

再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

令和3年3月19日

沖 縄 電 力 株 式 会 社

再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

沖電送送統発第 32 号

令和 3 年 3 月 19 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

届出者 住 所 (〒901-2602)

(おきなわけんうらそえしまきみなど)

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

(おきなわでんりょくかぶしきかいしゃ)

氏 名 沖縄電力株式会社

(もとながひろゆき)

代表取締役社長 本永 浩之

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の内容

再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）について、再生可能エネルギー電気卸供給約款（令和2年3月11日届出。以下「再エネ卸約款」といいます。当該再エネ卸約款が届出により変更された場合は、変更後の再エネ卸約款をいいます。）19（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

- (1) 契約者から令和3年2月15日までに所管の官庁を通じて当社へ申し出があり、かつ、2（適用の要件）を満たす場合は、3（支払期日）(2)を適用いたします。ただし、契約者が再エネ卸約款 31（解約等）(2)のいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、令和3年3月25日までに、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

- (2) 契約者から(1)の申し出があった場合は、3（支払期日）(1)を適用いたします。

2 適用の要件

- (1) 契約者がこの再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、契約者が、他の小売電気事業者に卸供給を行なっている場合は、契約者およびすべての他の小売電気事業者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、か

つ、契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 契約者は、本供給条件の適用に際して、他の小売電気事業者に対し、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、一定の電力を調達する契約の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

3 支払期日

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降，最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）の支払期日を，令和3年4月15日まで延長いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降，最初に支払期日をむかえる料金を合計したものとし，以下「この卸供給に係る料金」といいます。）の支払回数は，上限を9回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし，支払回数ごとの料金を，以下の第1回から第9回の支払期日までに支払っていただきます。

なお，支払回数ごとの料金は，それぞれこの卸供給に係る料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回のお金の合計がこの卸供給に係る料金に満たない場合は，その差額を第1回の料金に加算するもの）といたします。

支払回数								支払期日
2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	
第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	令和3年 4月15日
第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	令和3年 5月17日
—	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	令和3年 6月15日
—	—	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	令和3年 7月15日
—	—	—	第5回	第5回	第5回	第5回	第5回	令和3年 8月16日
—	—	—	—	第6回	第6回	第6回	第6回	令和3年 9月15日
—	—	—	—	—	第7回	第7回	第7回	令和3年 10月15日
—	—	—	—	—	—	第8回	第8回	令和3年 11月15日
—	—	—	—	—	—	—	第9回	令和3年 12月15日

(3) 契約者が次のいずれかに該当する場合、(1)の料金または(2)における当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(2)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)または(2)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 再エネ卸約款 31（解約等）により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

4 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、再エネ卸約款によるものといたします。

附 則

1 本供給条件実施の際現に再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件（令和3年2月12日付け20210210資第11号承認。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用いたします。

2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止いたします。

別 添

再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による 再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられ、加えて、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在し、当該料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられるため、令和3年2月15日（月）以降に支払期日をむかえる最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とする要請がされたことを受け、再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件を設定し、令和3年2月12日（金）に承認を受けました。

この度、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長から令和3年3月5日（金）に1月のインバランス料金の確報値が1キロワット時につき平均77円65銭と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の1キロワット時につき平均59円20銭と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられることを踏まえ、インバランス料金に係る措置と同様、需要家保護の観点より、当該事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第180号）第18条第2項ただし書の「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きをとるよう要請がありました。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

令和 3 年 2 月 12 日（金）に承認した再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払の分割措置について、インバランス料金に係る措置と同様、需要家保護の観点から令和 3 年 2 月 15 日（月）までに経済産業省に対して申入れした場合の申請期限を令和 3 年 3 月 15 日（月）から令和 3 年 3 月 25 日（木）まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、令和 3 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

これを受け、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき、再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

以 上